

京王電鉄 要望項目一覧（5件）

I 輸送力増強.....	2
1 輸送計画の改善	
(1) 相模原線の輸送力増強（継続）	
(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う臨時便の運行（新規）	
II 利便性向上.....	2
1 駅施設等の整備	
(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の整備等（継続）	
III その他.....	4
(1) 自転車等駐車場用地の提供（継続）	
(2) 乗継運賃制度の拡充（継続）	

I 輸送力増強

1 輸送計画の改善

(1) 相模原線の輸送力増強（継続）

平成 27 年 9 月のダイヤ改正において、都営新宿線直通列車の増発などが行われるとともに、平成 28 年 9 月のダイヤ改正において、都営新宿線直通列車の初電が繰り上げられ、相模原線から都営新宿線方面へのアクセスが強化されたところであり、これまでもダイヤ改正のたびに相模原線の輸送力増強に努めていただき感謝しております。

今後、橋本駅周辺地区は、リニア中央新幹線駅の設置や駅周辺の開発等により、利用者の増加が見込まれることから、平成30年2月に新宿発・橋本行きで運行が開始された京王ライナーにつきましても、運行本数の増加等を御検討いただくとともに、さらなる速達性の向上や輸送力増強を図られるよう要望いたします。

（相模原市総合都市交通計画）

(2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う臨時便の運行（新規）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、自転車ロードレース競技のコースが橋本駅周辺を通過することが決定しており、また、競技当日のみならず、大会の 1 年前に予定されているテストイベントにおいても、多くの観客が集うことが予想されます。ついては、臨時便の運行の検討をお願いいたします。

II 利便性向上

1 駅施設等の整備

(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の整備等（継続）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化について、整備を進めていただいているところですが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も踏まえ、誰もがより安全かつ自由に駅を利用できるよう、引き続き、次の事項について、特段に配慮されるよう要望いたします。

また、県内市町村において、バリアフリー法に基づく基本構想が作成されている場合、当該基本構想に基づく公共交通特定事業計画の作成及び移動等円滑化にかかる事業を推進し、整備にあたっては、高齢者・障害者など駅利用者の意見を聞きながら進めるよう要望いたします。

①転落防止

視覚障害者の安全な移動及び円滑な駅施設利用のための、ホームドア、可動式ホーム柵の設置を要望いたします。転落防止施設の整備が困難な場合は、当面の策としてC Pラインの整備、線路への転落時の対応としてホームステップ、転落検知マットの設置等安全対策についても、引き続き取り組まれるよう要望いたします。

②エレベーター、エスカレーター等

傷病者の収容に際し、救急担架を水平にして搬送することが望ましい傷病者も多いことから、救急担架（奥行き 2.0m、幅 0.6m程度）が容易に収容できるエレベーターの設置を要望いたします。

ただし、空間上の制約などにより、設置まで長期間かかる場合は、当面の代替策として、足部等が折りたためる等のコンパクトにエレベーターに収納することが可能なサブストレッチャー（搬送補助器具）を装備していただきたく要望いたします。

③車両等

移動等円滑化された車両の整備については、同法に基づく基本方針の目標を達成されておりますが、引き続き積極的な整備及び導入を要望いたします。また、全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が使用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、マークの掲出や床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についてもあわせて要望いたします。

④案内表示

ニーズに応じた分かりやすい音声案内、オリンピック・パラリンピックに向けた動向を注視しながら、駅施設の案内板等へ、多言語及びふりがな等のわかりやすい表示をしていただくよう要望いたします。

⑤人員対応

ラッシュ時における改札・精算窓口の駅職員の増員やエレベーター等利用時の駅職員による配慮のほか、利用者へ声かけなどの心のバリアフリーの啓発、車内における情報提供の充実に取り組まれるよう要望いたします。

高齢者、障害者等の介助については、それぞれの利用者の行動特性を的確に把握した上での対応が必要なことから、より一層、駅職員に対する実践に即した教育、訓練を推進されるよう要望いたします。

〔 かながわグランドデザイン、川崎市総合都市交通計画、新・相模原市総合計画、相模原市総合都市交通計画、第2期相模原市障害者福祉計画 〕

Ⅲ その他

(1) 自転車等駐車場用地の提供（継続）

自転車等駐車場の設置に際し、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況となっております。

については、自転車等の利用者の大部分が京王線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」や、平成 30 年 6 月に閣議決定された自転車活用推進法に基づく「自転車活用推進計画」の趣旨にのっとり、鉄道利用者の利便性向上及び駅周辺の良好な環境づくりのため、用地の提供及び用地確保、施設の設置や維持への助成、自転車等駐車場の自己経営等、放置自転車対策の推進について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

また、現在、有償で自治体へ貸し付けている用地の借地料軽減についても、ご検討されるよう要望いたします。

なお、平成 18 年 6 月から改正道路交通法が施行され、自治体としても、自動二輪車（排気量 50cc を超えるもの。ただし、側車付きは除く。）の駐車対策を進める必要があるため、自転車等と同様に、自動二輪車の駐車場の設置についても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。

（新・相模原市総合計画、相模原市自転車対策基本計画）

(2) 乗継運賃制度の拡充（継続）

現在、貴社におかれては、J R 東日本ほか、他の民営鉄道との乗継ぎによる割引運賃の導入を行い、平成 25 年 3 月からは交通系 I C カードの全国相互利用サービスが開始され、公共交通機関の乗継利便性の向上に取り組まれているところですが、さらなる利便性の向上を図るため、今後は、他の公共交通機関も含めた乗継運賃制度の拡充について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。